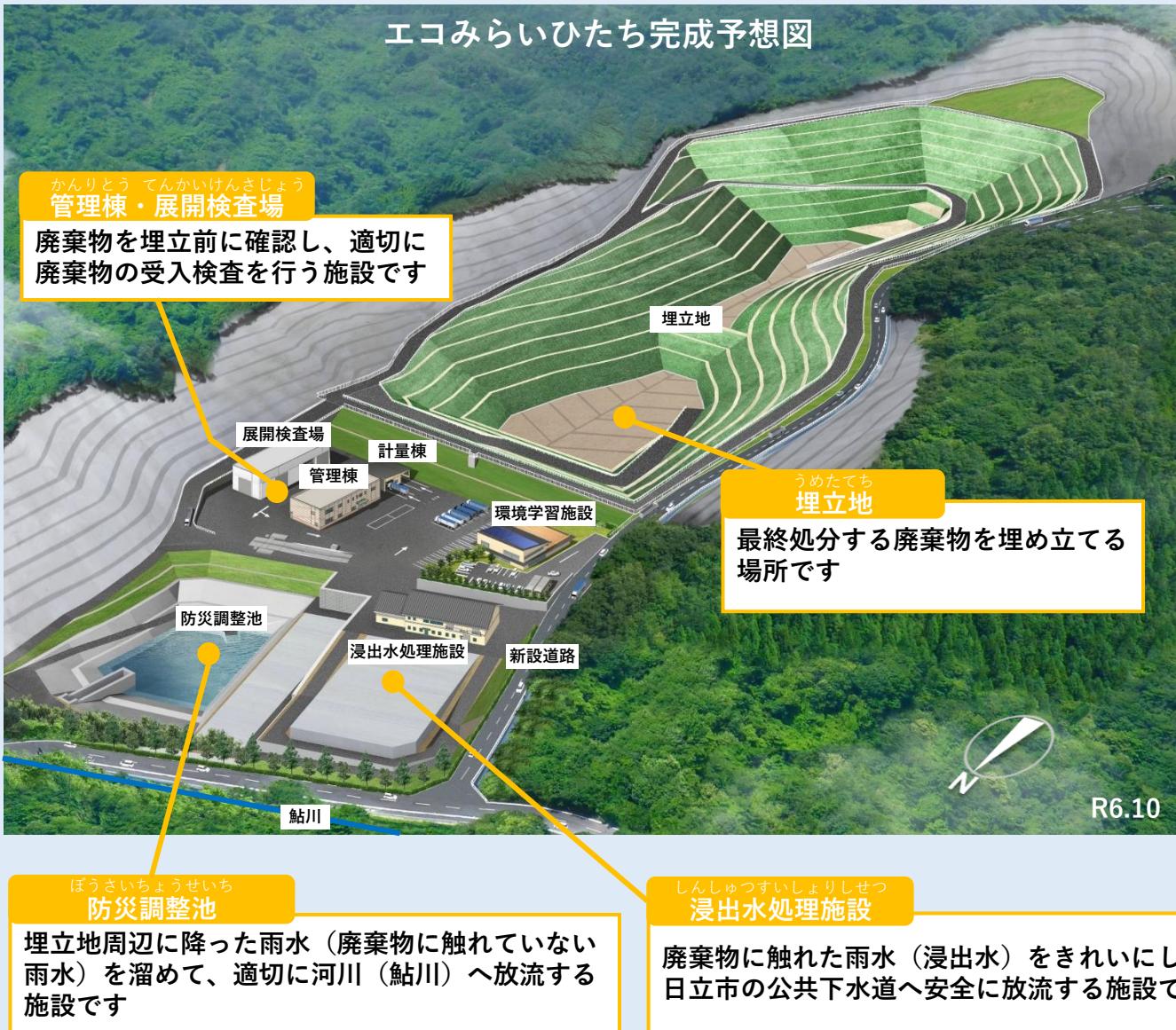


# 茨城県では、令和8年度末の供用開始を目指し、安心・安全な新しい産業廃棄物最終処分場「エコみらいひたち」の整備を進めています



## 施設の概要

- 事業主体：(一財) 茨城県環境保全事業団
- 整備地：日立市諏訪町地内  
(日立セメント太平田鉱山跡地)
- 施設の種類：管理型最終処分場
- 埋立面積：約9.3ha
- 埋立容量：約240万m<sup>3</sup>
- 埋立期間：20～23年程度
- 浸出水処理施設の処理能力：400m<sup>3</sup>/日
- 供用開始：令和8年度末予定

## 受入廃棄物

### ○産業廃棄物

燃え殻、汚泥（無機性のものに限る）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石こうボードを含む）、鉱さい、がれき類（建設系混合物を含む）、ばいじん

### ○一般廃棄物

地方公共団体の焼却灰等（焼却灰、ばいじん、熔融スラグ）、不燃残さ、災害廃棄物

# 新処分場「エコみらいひたち」の工事状況について（令和7年11月現在）

主に埋立地や管理棟エリアの敷地造成工事、浸出水地下水集水ピット築造工事のほか、浸出水処理施設や第1浸出水調整槽の設置工事、防災調整池造成工事を進めています



# 新処分場「エコみらいひたち」の工事の経過について

令和6年5月末から工事に着手し、令和7年11月で約17ヵ月が経過し、少しづつですが、処分場の形が見えてきています

## 着工前

- ・鉱山跡地。鉱山の掘削跡に雨水（湛水）が溜まっています



## 着工後約6ヵ月後（R6.12）

- ・主に敷地造成工事、防災調整池放流塔の設置工事を実施しました



防災調整池放流塔設置工事

## 着工後約1ヵ月後（R6.7）

- ・湛水を除去し、敷地造成工事に着手しました



## 着工後約17ヵ月後（R7.11）

- ・主に敷地造成工事、浸出水地下水集水ピット築造工事のほか、浸出水処理施設や第1浸出水調整槽の設置工事、防災調整池造成工事を実施しています



防災調整池造成工事

第1浸出水調整槽設置工事

浸出水処理施設設置工事

# 新処分場「エコみらいひたち」の各施設の工事状況について（令和7年11月現在）



⇒廃棄物を埋め立てる場所（埋立地）を造っています。

埋立地の基盤となることから、<sup>れき</sup>礫・石などの良質な土で造成を行っています。

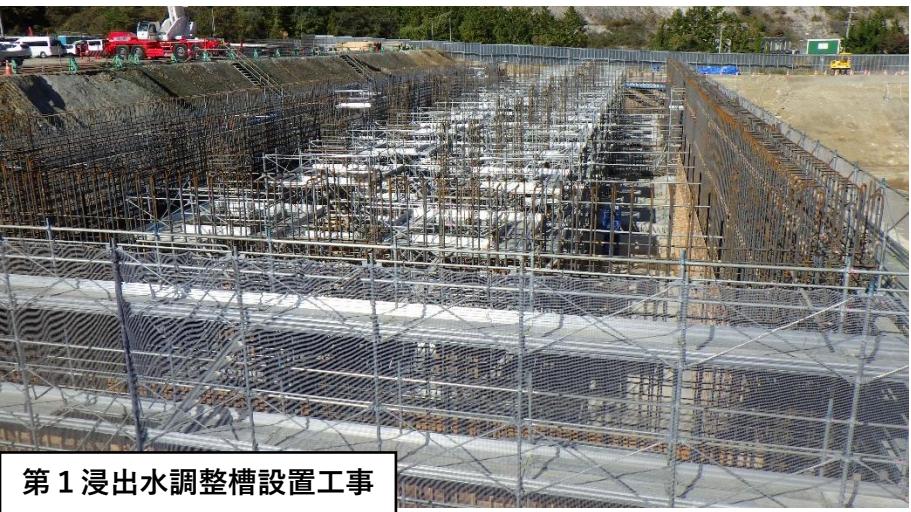


⇒埋立地内の廃棄物に触れた雨水（浸出水）と遮水工下部の廃棄物に触れていない地下水を、それぞれの集排水管を通じて集水する構造物を造っています。

※集水ピット内は区分されており、浸出水と地下水が混ざることはありません。



⇒埋立地周辺に降った雨水（廃棄物に触れていない雨水）を溜めて、流量を調整しながら河川（鮎川）へ放流する施設を造っています。防災調整池放流塔は令和7年3月に完成しました。

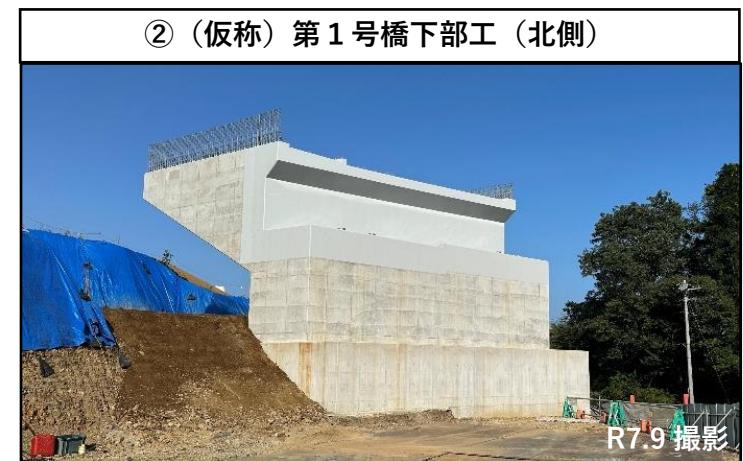
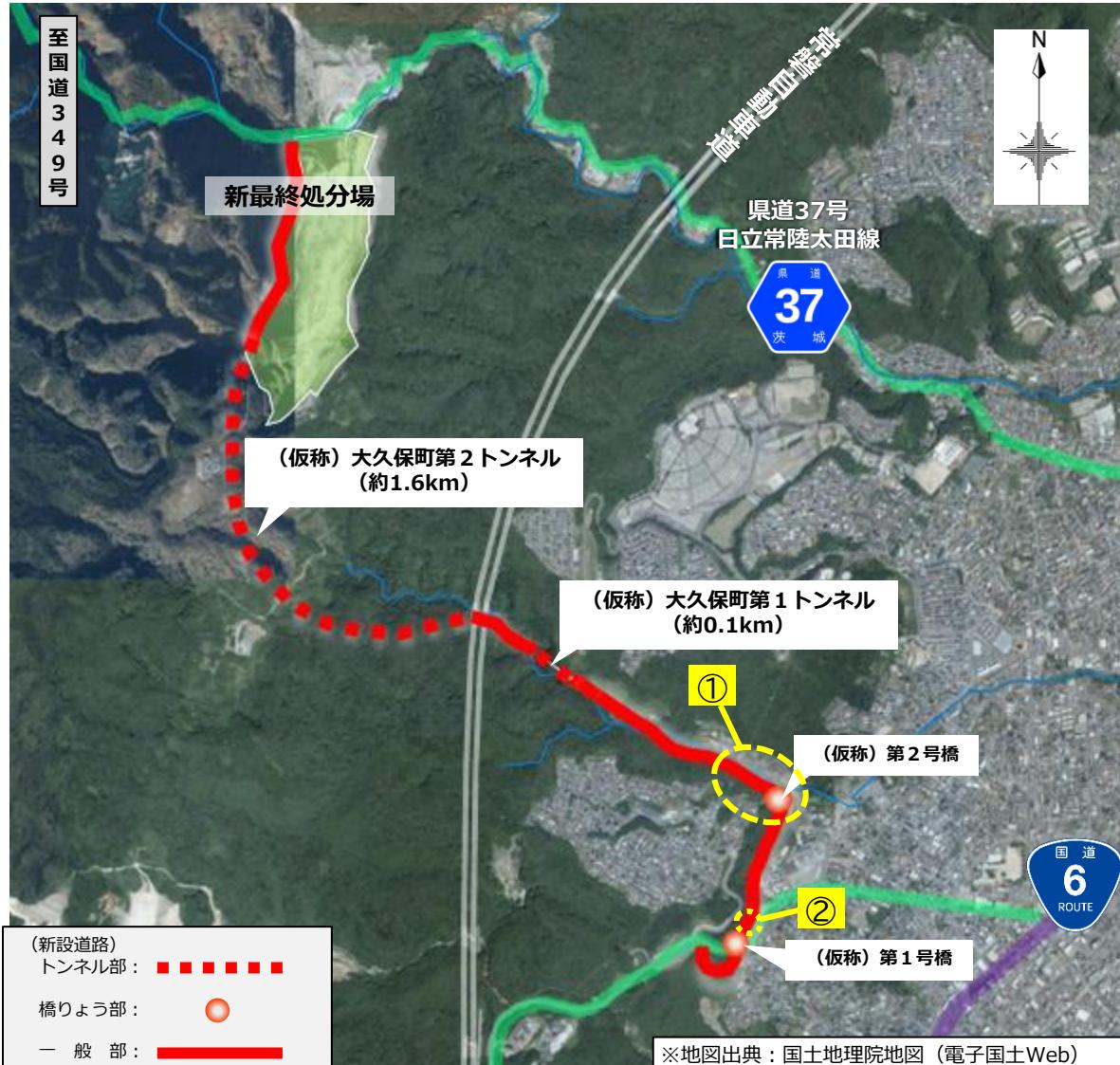


⇒埋立地内の廃棄物に触れた雨水（浸出水）を一時的に貯留する調整槽を造っています。

浸出水は調整槽から浸出水処理施設に送水され、同施設で水質浄化した後、公共下水道へ放流します。

# 新設道路の工事の状況について

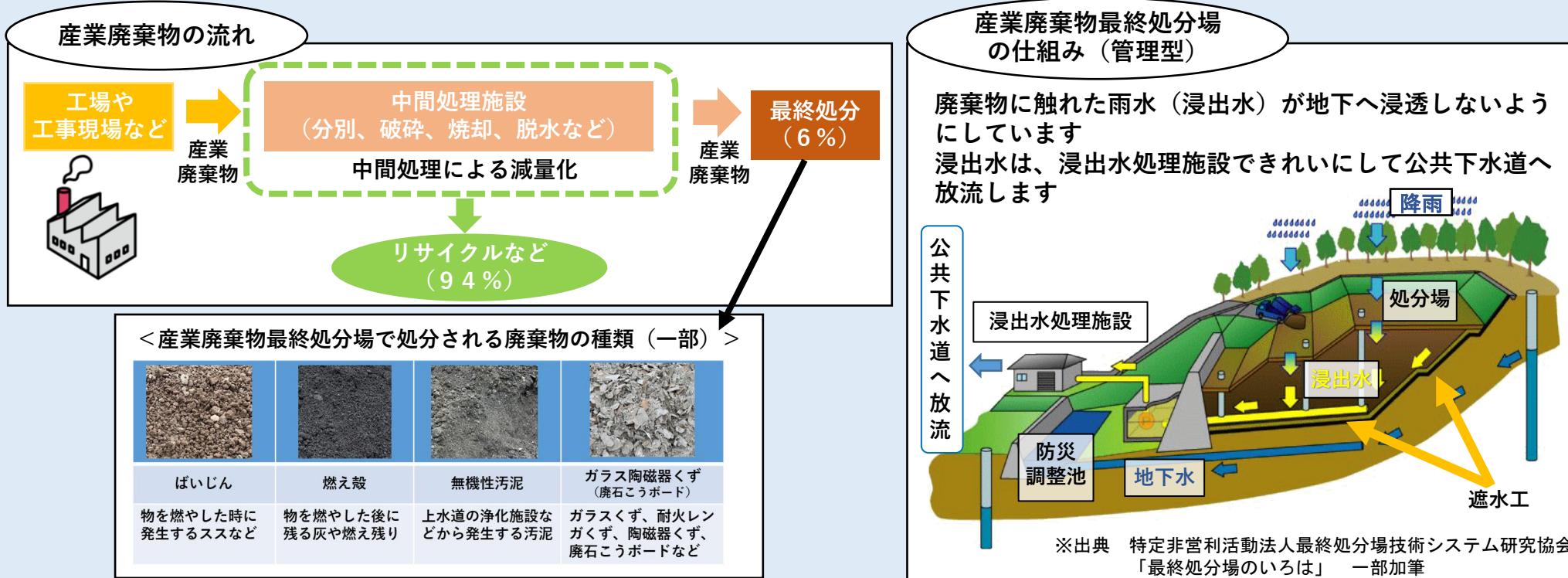
県では、新処分場への搬入ルートとなる新しい県道（延長約4 km）の整備を進めています



新産業廃棄物最終処分場及び新設道路の位置図

# 産業廃棄物最終処分場ってなに？

- 茨城県内の約94%の産業廃棄物はリサイクルや減量化されていますが、約6%のリサイクルできない産業廃棄物は最終処分（埋立処分）されています（茨城県産業廃棄物実態調査（令和5年度版））
- 最終処分される産業廃棄物を安全に埋め立てる施設が産業廃棄物最終処分場です



# 産業廃棄物最終処分場は何で必要なの？

- 廃棄物の減量化やリサイクルを進めていますが、どうしてもリサイクルできない廃棄物は最終処分（埋立処分）する必要があります
- 産業廃棄物最終処分場がないと廃棄物は行き場をなくしてしまうため、県土の保全のためにも必要な施設です
- 県関与の産業廃棄物最終処分場「エコフロンティアかさま」の埋立進捗が進んでいることから、後継施設となる新しい処分場が必要です